

はじめ 現状と課題

- 建設工事の現場での労働災害により、県内では、令和元年には4人、令和5年には12人と過去5年間で平均9人の建設工事従事者の尊い命が奪われており、災害撲滅に向けて一層の実効性のある取組みの推進が必要
- 気候変動の影響など、建設業界を取り巻く環境の変化への対応や、女性、外国人労働者、高齢労働者等人材の多様化を踏まえた取組の推進が必要
- 危険作業等の減少や建設現場の環境改善の観点からも、インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション(DX)の取組の推進が必要
- 一人親方等は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、特段の対応が必要
- 新・担い手3法や労働基準法を踏まえた働き方改革、処遇改善等による入職促進、中長期的な担い手の確保が急務

第1 基本的な方針

- 1 適正な請負代金の額、工期等の設定
- 2 設計、施工等の各段階における現場の安全措置等
- 3 安全及び健康に関する意識の向上
- 4 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

第2 総合的かつ計画的に講ずべき施策の方向

- 1 **建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等**
 - (1)安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等
 - (2)建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定
- 2 **責任体制の明確化**
- 3 **建設工事の現場における措置の統一的な実施**
 - (1)建設業者間の連携の推進
 - (2)一人親方等の安全及び健康の確保
 - (3)特別加入制度への加入推進等の徹底
- 4 **建設工事の現場の安全性の点検等**
 - (1)建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の推進
 - (2)建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の開発・普及の推進
- 5 **建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発**
 - (1)建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の推進
 - (2)建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の推進
- 6 **建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策**
 - (1)社会保険等の加入の徹底
 - (2)建設キャリアアップシステムの活用推進
 - (3)「働き方改革」の推進
- 7 **墜落・転落災害の防止対策の充実強化**
 - (1)労働安全衛生法令の遵守徹底等
 - (2)墜落・転落災害防止対策の充実強化
- 8 **健康確保対策の強化**
 - (1)熱中症、騒音障害防止対策
 - (2)解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等
 - (3)新興・再興感染症への対応
- 9 **人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境の改善**
 - (1)女性の活躍推進
 - (2)増加する外国人労働者の労働災害への対応
 - (3)高齢労働者の安全及び健康の確保

第3 計画の推進体制

- 本計画が定めた施策を推進するための会議を設置し、関係機関・関係団体と連携、協力し、施策の推進を図る。
- 取組状況を定期的に確認するとともに、国の基本計画の見直し等を踏まえ、必要な施策の検討を行う。